

第27回成田市農業委員会総会議事録

平成28年9月26日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年9月26日(月)

午後1時30分から午後2時43分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 27名

議長	根本喜久治	15番	加藤衛
1番	根本正康	16番	高木勲
2番	加瀬雅英	17番	瀧澤きみ子
3番	岩澤貞男	18番	鳥羽陽一
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
7番	川崎貞男	23番	伊藤勝
8番	根本秀夫	24番	岡野政男
9番	小川明一	25番	朝倉けい子
10番	齊藤均	26番	佐藤芳明
11番	岩立隆	27番	石原喜久勇
12番	菅澤誠	28番	荒居和恵
13番	水野健治	29番	飯笹雄次
14番	大木清志		

5. 欠席委員 2名

4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
----	-------	-----	------

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 成田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する意見書について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 平成28年度第3次農用地利用配分計画について

- 議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について
報告第 1 号 専決処分について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	木内悦夫
振興係長	堂本周助
農地係長	土屋祐介
主査	平山美登
主査	高木信一

(午後 1 時 3 0 分開会)

○議長 ただ今の出席委員は 26 名です。欠席委員は、4 番・円城寺芳夫委員、19 番・大隅英樹委員です。また、21 番・成毛孝委員は、間もなく到着するとのことです。定足数に達しておりますので、ただ今から第 27 回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、8 月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、26 番・佐藤芳明委員、27 番・石原喜久勇委員の両名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第 1 号 成田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見書について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 平成 28 年度第 7 次農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 平成 28 年度第 3 次農用地利用配分計画について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について

報告第 1 号 専決処分について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 3 号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案 6 件、報告 3 件でございます。

○議長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3 ページをお開き願います。議案第 1 号、成田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見書について、でございます。農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、成田市長に意見書を提出するものでござ

います。それでは、説明に代えまして、5ページと6ページの意見書(案)を読み上げさせていただきます。

(議案書5ページ～6ページを朗読)

以上で、議案第1号「成田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見書について」の説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 去る9月20日、午後1時から、402会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。委員6名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号につきましては、意見書の2の②推進委員の報酬についての意見のなかで、推進委員1人当たりの農地面積について、他市の「3倍弱もあり」という表現がされていたが、「約3倍あり」や「およそ3倍あり」といった表現に改めるべきではないか、との意見が出され、小委員会として、そのように修正すべきとの合意に至りました。

そのほか、推進委員の報酬がいつ決まるのか、いくらになるのか、との質問もありました。時期については12月または3月の議会のいずれかを予定しており、関係各署と調整中であること、報酬額については、8月の協議会で出された意見を踏まえて、農業委員より低く設定するが、業務の細かさや他市の状況などを鑑みて月額で4万円の線で調整を図りたいとのことでした。また、時期と額については、できるだけ早く決まった方が、各地域での掘り起しにつながるとの意見も出ました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、まず、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○岩澤委員 内容に問題はまったくないが、「成田市農業委員会の委員の定数は19人としていただきたい」という言い方、同じ文句が2回出てくる。農地利用最適化推進委員についても同様。もうひと工夫してもよいのではないかと。

○事務局 2度出てくることはご指摘のとおりです。ただ、こちらについては、見出しと内容説明ということで、ご理解いただければと存じます。

○根本正康委員 農地利用最適化推進委員について、報酬についても書いてあるが、成田と同じように来年4月から始まる市町村について状況は把握しているか。

○事務局 郡内の市に確認したところ、報酬額が高い順に印西市が5万1,000円、白井市4万5,000円、佐倉市4万円、八街市3万7,000円、富里市3万6,000円といった情報を得ております。また、すでに始まっているところも含めて市の平均額を出しますと、3万6,000円弱になります。

○櫻井委員 香取市はいくらか。

○事務局 香取市は3万700円だそうです。

○根本正康委員 野田、船橋、柏について情報を得ているか。三市ともに農業委員の報酬が高額なので、気になっているのだが。

(成毛委員 到着)

○事務局 今回は近隣の情報だけ新たに収集いたしました。後日、確認いたします。

○根本正康委員 質問ではないが、今回の意見書、たいへんよくまとまっているよい内容なので、ぜひ市長へ、会長から提出していただきたいと思う。

○事務局 推進委員の報酬について補足を。推進委員については、農業委員と同様、非常勤特別職ということで報酬額が決まりますので、他とのバランスがある程度重視されるのではないかと思います。こちらといたしましては、他市の状況や仕事の内容を考えますと、それなりの金額、4万円という線で交渉していきたいと思えます。よろしくお願い致します。

○石原委員 農業委員の報酬は、現状維持でしょうか。

○事務局 今回、報酬額の変更は考えておりませんでした。他の市町では、若干下がっている自治体も見受けられますが、変更なしとしたところが大半です。逆に、推進委員ができたことで仕事が減るのではないかと誤解されかねないので、そのへんについては、丁寧に説明してまいりたいと存じます。

○石原委員 意見書として提出する際だが、6ページは別紙として提出するのか。

○事務局 別紙という形ではなく、一体的に、冊子のような形での提出を考えております。なお、定数条例につきましては、12月議会に提案する予定ですので、その提案に先立って農業委員会としての意見を表明することにより、それを反映した条

例制定をお願いするといった形になります。

○議長 そのほかございませんか。一部語句の見直しはするにしても、この内容で市長に提出するという方向で、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第1号を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、一部修正を加えたうえで、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第1号の審査を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 7ページをお開き願います。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で4件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。1番、大和田にお住いの譲受人が、神奈川県厚木市にお住いの譲渡人が所有する大和田の田3筆、4, 878㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、吉岡にお住いの譲受人が、同じく吉岡にお住いの譲渡人が所有する新田の田1筆、3, 162㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「圏央道用地として、売払いした農地の代替地として取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「会社勤務により耕作できないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

8ページと9ページでございます。②使用貸借権の設定でございます。2件の申

請がございました。1番と2番は関連がございますので、まとめて説明いたします。十余三にお住いの借受人が、貸付人である同居の父が所有する十余三の畑4筆、215㎡と、同じく同居の父母が共有する十余三の畑15筆、33,423㎡に使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「農地を借り受けて、農業経営の移譲を受けたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「経営移譲年金受給のため、子の夫に、農業経営を移譲したい」というもので、総会資料3ページと4ページに案内図がございます。

以上で議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第2号、3条①売買の1番については、申請地は、県道成田滑河線から北側に入った、市道小浮大和田線に隣接した農地で、現状は田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番については、申請地は、市道水の上新田線から西側に入った農地で、現状は田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行

う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、譲受人と譲渡人は遠い親戚の関係になるとのことでした。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、2番は田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、先月も譲受人から同様の申請があり、3条の許可をいただいて、畑約6反8畝を取得しております。圏央道には、約7反歩の農地がかかったとのことでした。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の1番と2番については、申請地は、国道51号の十余三第2橋の北側と南側に位置する農地で、現状は畑として耕作及び管理されておりました。審査のなかで、使用貸借期間が20年間と長く設定されているが、その期間中に貸付人が亡くなられた場合はどうなるのか、との質問がありましたが、今回の場合は、使用貸借権は消滅して、通常の相続になるとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②使用貸借権の設定の1番と2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、同一世帯のため該当ありません。以上のことから使用貸借権の設定の1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断をいたしました。

補足説明させていただきますが、今回の申請は、農業者年金を受給するために、20年間の使用貸借権の設定を行い経営移譲を行うものです。また、借受人が認定農業者になります。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、②使用貸借権の設定の1番と2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番と2番を採決

いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。

1 番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 10ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で5件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。1番、飯田町にお住いの譲受人が、八代にお住いの譲渡人から、八代の畑、1筆、123㎡を売買により取得し、「専用住宅用地として転用したい」という申請でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。

②賃借権の設定でございます。4件の申請がございました。1番、賃借人である地蔵原新田の法人が、大室にお住いの賃貸人が所有する大室の畑1筆、991㎡に賃借権を設定して、「農産物加工施設用地として転用したい」という申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

11ページをお開き願います。2番、賃借人である大袋の法人が、柏市千代田3丁目にお住いの賃貸人が所有する大袋の畑1筆、田2筆、現況畑3筆、合計4,770㎡に賃借権を設定して、「認定こども園用地」に転用したいという申請でございます。なお、本件につきましては、本年5月24日開催の、第23回農業委員会総会において、「転用を伴う使用貸借権の設定」として申請があり、許可相当で県に進達し、既に許可を受けた案件ですが、設定する権利を「賃借権」に変更したい

という理由での再申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

次の3番と4番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。賃借人である伊能の法人が、同じく伊能にお住いの賃貸人2人が所有する伊能の畑3筆、合わせて1,611㎡に賃借権を設定して、「工事用資機材及び車両置場用地に転用したい」という申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は、ニュータウン外周通りから西側、八代方面に入った農地で、現状は畑として、サツマイモなどが作付されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資見込み事前審査結果書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月15日着手、平成29年4月15日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、近日中に本申請を提出する予定です。道路法については、合併浄化槽からの排水管接続に伴う許可申請を近日中に提出する予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについてですが、山林と赤道を取得する予定で、山林については売買により取得する予定です。赤道については、道路管理者と協議中で、用途を廃止したうえで払い下げをし、取得する予定です。計画面積の妥当性については、畑と山林の合計293㎡に、赤道の概算面

積を加えた敷地に、建築面積約141㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地よりも隣接農地の方が約1.5mほど高くなるので、土砂の流入防止のためのコンクリートブロックによる擁壁を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番について採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、県道久住停車場十余三線から市道芝昭栄線の西側に隣接する農地で、現状は畑として管理されておりました。申請地について、農振の軽微変更が行われたのか、との質問がありましたが、農振農用地ではなく、第1種農地で「地域の農業の振興に資する施設」であるため、例外規定に該当するとのことでした。また、賃借人である法人について確認を求める意見がありましたが、野菜の集荷・販売を行う親会社と、農地所有適格法人である生産部門会社のグループ企業とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は、第1種農地です。第1種農地については、原則として許可をすることができないとされていますが、今回

の申請は、農畜産物処理加工施設として地域農業の振興に資する施設であるため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農産物加工施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、11月1日着手、平成29年2月28日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、道路法については、合併浄化槽からの排水管接続に伴う許可申請を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地の周囲に土留め工事を行う計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番について採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、公津の杜公園の西側の道路沿いの田で、現状は耕作されておらず、草が生えておりました。また、使用賃借権の設定で許可が出ている案件でもあるため、すでに道路部分の工事が始められておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②賃借権の設定の2番です。農地の区分は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のため、第2種農地に該当

します。転用目的は、認定こども園用地です。資力及び信用については、残高証明書及び市の交付金が計上されている歳出予算見積書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月26日付の許可書をもとに、出入口に接続する帰属道路部分は既に着手しております。本体部分につきましては入札により施工業者が決まりまして、9月16日から3月31日までの工期で契約が済んでおります。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、開発行為の許可が7月26日付で下りています。道路法については、道路工事施行の承認が7月6日付で下りています。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に契約済みであり、問題ないと思われまます。計画面積の妥当性については、園舎及び園庭に係る面積要件はありません。駐車場については49台分を設ける計画で、園児の人数から職員数が算出され、職員用、来客用、保護者の送迎車両をそれぞれ算出した根拠説明書が添付されており、妥当な計画面積だと認められます。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、事業計画区域の周囲にネットフェンスを設置し、雨水については、側溝、浸透式集水枥及びオンサイトの貯留施設を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番について採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の3番と4番は関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

（高木小委員長の挙手あり）

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の3番と4番につきましては、申請地は、国道51号と東関東自動車道の間にある、下田川の西にある農地で、現状は、畑として耕作され

ているほか、一部、資材置場として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②賃借権の設定の3番と4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、工事用資機材及び車両置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月1日着手、平成29年1月31日完了の予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、前面の道路より高い部分に砕石舗装を施す計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。なお、申請に係る農地の一部を、用途外に使用してきたことについて、今後このようなことがないよう確約する旨の始末書が申請書に添付されておりました。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の3番と4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

次に、4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、平成28年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 12ページでございます。議案第4号、平成28年度第7次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により13ページのとおり、平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、14ページと15ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)につきましては、16ページから25ページをご覧ください。

それでは、14ページでございます。1-1利用権設定でございます。まず、使用貸借権の設定でございます。契約期間10年のものが、9万1,423㎡、田120筆8件で、詳細は16ページの1番から19ページの8番でございます。

次に、賃借権の設定でございます。契約期間1年のものが、8,192㎡、田8筆1件で、詳細は20ページの9番でございます。同じく契約期間3年のものが、5,372㎡、畑3筆1件で、詳細は20ページの10番でございます。同じく契約期間5年のものが、8,500㎡、畑1筆1件で、詳細は20ページの11番でございます。同じく契約期間6年のものが、6,405㎡、田1筆1件、畑1筆1件で、詳細は20ページの12番と13番でございます。同じく契約期間10年のものが、7万7,716㎡、田93筆9件、畑1筆1件で、詳細は21ページの14番から24ページの22番でございます。

合計の契約面積は、19万7,608㎡、田222筆19件、17万9,202㎡、畑6筆4件、1万8,406㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積14万9,347㎡、田191筆17件、14万9,347㎡。再設定が、契約面積4万8,261㎡、田31筆3件、2万9,855㎡、畑6筆4件、1万8,406㎡でございます。

15ページをお開き願います。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センター、及びかとり農業協同組合が借り受けた農地を貸し付けするものでございます。全て賃借権の設定でございます。契約期間5年のものが、8,500㎡、畑1筆1件で、詳細は25ページ

の1番でございます。同じく契約期間6年のものが、6,405㎡、田1筆1件、畑1筆1件で、詳細は25ページの2番と3番でございます。

合計の契約面積は、1万4,905㎡、田1筆1件、2,019㎡、畑2筆2件、1万2,886㎡で、全て再設定でございます。本計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

なお、議案第4号、また、次の議案第5号の総括表におきまして、新規設定と再設定の区分は、土地を基本に扱っておりますが、一つの契約の中に新規設定と再設定の農地が混在する場合、それぞれで件数を計上するため、合計の件数と一致しておりませんので、ご了承願います。

以上で議案第4号、平成28年度第7次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、佐野の中間管理権の設定のなかで、使用貸借権の設定と賃借権の設定、両方見受けられるが、これはどういったことに起因するのか、との質問がありましたが、今回の集積は、担い手の所有地も含んで実施されており、担い手が自身の土地を耕作する場合は使用貸借権の設定、そうでない場合は賃借権の設定という形にしているとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成28年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 (挙手全員)でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、平成28年度第3次農用地利用配分計画について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 26ページでございます。議案第5号、平成28年度第3次農用地利用配分計画について、でございます。成田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、27ページのとおり、平成28年度第3次農用地利用配分計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

先月に続き、佐野地区における農地集約化のための農用地配分計画で、所有者から農地中間管理機構への貸し付けにつきましては、議案第4号、第7次農地利用集積計画(案)で、ご審議いただきましたが、農地中間管理機構に貸し付けた農地を、担い手に配分する計画が本議案でございます。それでは、計画の概略につきまして、28ページの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用配分計画一覧表(案)につきましては、29ページから36ページをご覧ください。

それでは、28ページでございます。使用貸借権の設定でございます。契約期間10年のものが、9万1,423㎡、田120筆7件で、詳細は29ページの1番から32ページの7番でございます。

賃借権の設定でございます。契約期間10年のものが、7万7,716㎡、田93筆7件、畑1筆1件で、詳細は33ページの8番から36ページの14番でございます。

農地中間管理権設定の合計の契約面積は、16万9,139㎡、田213筆14件、16万8,991㎡、畑1筆1件、148㎡で、内訳は、新規設定が、契約面積14万9,347㎡、田191筆14件、14万9,347㎡。再設定が、契約面積1万9,792㎡、田22筆3件、1万9,644㎡、畑1筆1件、148㎡でございます。

以上で議案第5号、平成28年度第3次農用地利用配分計画について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。
以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○成毛委員 「利用権の設定をする者」の欄に、千葉県園芸協会の名が入っているが、おそらく貸し借りをしている佐野の方は、一部を除いて中間管理機構に貸していると思っていると思う。もちろん、園芸協会が中間管理機構として機能しているわけだが、多くの方のわかりやすさを優先するなら、農地中間管理機構の一言を入れることが望ましいと思うが、どうか。

○事務局 中間管理機構については、先般も、始期、認可公告の日についてご意見をいただきましたが、こちらについては、農政課で案を作成して協議を求められているものになります。ご意見は農政課にお伝えしますが、それが反映されるかどうかについては、また別の話になりますので、ご理解いただければと存じます。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成28年度第3次農用地利用配分計画について、を採決いたします。 本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 37ページをお開き願います。議案第6号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、でございます。成田税務署より租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況の確認について、1件の依頼がございました。

1番、平成9年10月10日より、相続税の特例を受けておりました栄町にお住

いの相続人が、平成29年10月21日に相続税の免除が確定されるのに伴いまして、利用状況の確認依頼があったものです。現地調査を行いましたところ、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので、議案書にありますとおり、成田税務署に報告するものです。なお、総会資料13ページに案内図がございます。

以上で、議案第6号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、の説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第6号につきましては、申請地は、市道北羽鳥1号線の東側の農地で、現状は田として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 38ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告いたします。

39ページと40ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の

権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

4 1 ページをお開き願います。②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出でございます。1 件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

同じく 4 1 ページから 4 5 ページでございます。③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出でございます。1 6 件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転・設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

4 6 ページから 4 8 ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4 条で 2 件、5 条で 6 件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第 1 号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第 1 号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 1 号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第 2 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 49ページと50ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。5件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 51ページをお開き願います。報告第3号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より2件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。

以上で報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第27回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時43分 閉会)